

# 厚生環境常任委員会

平成26年12月5日

午前9時30分

於：協議会室

## 案件

### 1. 付託案件

- (1) 議第64号 平成26年度王寺町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- (2) 議第66号 平成26年度王寺町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- (3) 議第70号 王寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (4) 議第71号 王寺町特定教育・保育施設及び特定地域保育事業<sup>型</sup>の運営に関する基準を定める条例の制定について
- (5) 議第72号 王寺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (6) 議第73号 王寺町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (7) 議第74号 王寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- (8) 議第83号 王寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

### 2. 付託外案件

- ✓ 資料配布
- (1) 王寺町子ども・子育て支援事業計画策定の進捗状況について(報告)
  - (2) 第6期王寺町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定の進捗状況について(報告)

### 3. その他所管事項

# 王寺町 子ども・子育て支援事業計画 骨子案概要

## 第1章 計画の策定にあたって

第1章では、計画策定の背景や法的根拠、計画の期間、策定体制などを示します。

### 1. 計画策定の背景と趣旨

- ・少子化の進行
- ・子育てへの不安感や負担感の存在
- ・女性の社会進出と保育ニーズの増大

王寺町でも...  
・世帯規模の縮小  
・共働き世帯の増加による保育ニーズの増大



- ・幼児期の教育・保育の一体的提供
- ・保育の量的拡大と質的向上
- ・地域における子育て支援

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進

### 2. 計画の法的根拠と位置付け

- ・子ども・子育て支援法第61条に定める市町村計画
- ・王寺町総合計画のもと、関連諸計画と調和

### 3. 計画の期間

- ・子ども・子育て支援法に基づき、5年を一期とする

### 4. 計画の策定体制

- ・アンケート調査、庁内ヒアリング等を踏まえ、王寺町子ども・子育て会議の協議を経て策定

## 第3章 計画の理念と施策の体系

第3章では、計画の軸となる基本理念や基本的な視点、基本目標と施策体系を示します。

### 1. 基本理念(案)

育つ喜びと育てる喜びが実感できるまち

王寺町で育つ子ども・子育てをする保護者のいずれもが喜びを実感できるまちを目指します。

### 2. 基本的な視点(案)

#### (1)今を生きる子どもの視点

個々の環境に左右されることなく、すべての子どもが尊厳を持ち、それぞれの夢を育むことができるよう、子育て支援に取り組みます。

#### (2)子どもを育てる親や家族の視点

親や家庭が子育てについて過度の負担や不安を負うことなく、安心して日々を送れるよう、子育て支援に取り組みます。

#### (3)子育てを支える地域の視点

地域や社会全体で子どもや子育て家庭を支え、共に地域の未来を育むことができるよう、子育て支援に取り組みます。

### 3. 基本目標(案) ~ 4. 施策の体系(案)

#### 1.教育・保育と子育て支援の充実

- (1)教育・保育の提供体制の確保
- (2)地域子ども・子育て支援事業の充実
- (3)幼児教育・学校教育の充実
- (4)情報提供の充実
- (5)経済的支援の推進

#### 2.子どもと親の健やかな成長の促進

- (1)母と子の健康の確保
- (2)「食育」の推進
- (3)子どもの心と体の健全育成
- (4)障がいの早期発見と支援の充実
- (5)すべての子どもの見守りの推進

#### 3.安心・安全な環境づくり

- (1)安全で安心できるまちづくりの推進
- (2)子どもの権利と安全の確保
- (3)相談支援体制の充実

#### 4.地域と社会による子育て支援

- (1)子育てを支えるネットワークづくり
- (2)子どもや子育てをめぐる交流の推進
- (3)子育てと仕事の両立支援の推進

## 第2章 王寺町の子ども・子育てを取り巻く現状

第2章では、計画策定の資料となる統計やニーズ調査の結果、現行計画の目標に対する実績などを示します。

### 1. 統計に見る王寺町

- ・世帯数の増加と世帯あたり人員の減少
- ・保育ニーズの増加傾向 など

### 2. ニーズ調査結果

- ・預かり保育へのニーズの高さ
- ・7割が子育てを楽しんでいると回答 など

### 3. 次世代育成支援行動計画(後期計画)の検証

- ・放課後児童クラブは目標の7か所を超える8か所を設置
- ・その他の事業も目標値を達成 など

### 4. 現状と課題のまとめ

- ・近年の人口や児童数の増加
- ・核家族化や保育ニーズの多様化 など



## 第4章 事業の見込み量と確保の方策

子ども子育て支援法に定める各事業について、量の見込みと確保の方策を示します。

## 第5章 施策の展開

第3章の施策の体系に沿って、具体的な施策や事業内容を示します。

## 第6章 計画の推進体制

計画の推進体制を示します。

## 第7章 資料編

計画の策定経過や子ども子育て会議に関する資料、用図集などを記します。

個別はまた見直しかな?

# 王寺町 子ども・子育て支援事業計画 素案概要

11/28

## 第1章 計画の策定にあたって

計画策定の背景や法的根拠、計画の期間・策定体制を示しました。

## 第2章 王寺町の子ども・子育てを取り巻く現状

計画策定のための資料となる統計やニーズ調査の結果、次世代育成支援行動計画の検証などを示しました。

## 第3章 計画の理念と施策の体系

計画の根拠となる基本理念や基本的な視点、基本目標と施策の体系を示しました。

素案では、骨子案で示した上記の章に加え、第4章と第5章を示しています。

## 第4章 事業量の見込みと確保の方策

事業量について、計画期間中の事業量の見込みと確保の方策を示します。

### 1. 特定教育事業（幼稚園等の利用希望者が対象）

⇒町内の公立幼稚園3園にて確保

### 2. 特定保育事業（保育認定に該当かつ保育所等の利用希望者が対象）

⇒町内の私立保育所2園の拡充等により確保

### 3. 地域子育て支援拠点事業

1. 時間外保育（延長保育）  
⇒黎明保育園と片岡の里保育園の延長保育により確保
2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ/学童保育）  
⇒小学校3校と元気クラブ、片岡の里保育園学童保育所の事業により確保
3. 子育て短期支援事業（ショートステイ）  
⇒斑鳩町の「いかるが園」への委託により確保
4. 地域子育て支援拠点事業  
⇒保健センター「すくすく広場」の充実により確保
5. 一時預かり事業  
⇒幼稚園3園の預かり保育と、黎明保育園分園の一時預かり事業により確保
6. 病児保育事業  
⇒片岡の里保育園のほか、田原本町や大和高田市の施設への委託により確保
7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）  
⇒町内や周辺地域における社会資源の活用等による確保に向けて調整中
8. 利用者支援事業【新規事業】  
⇒新規事業として、福祉介護課において確保
9. 妊婦健康診査事業
10. 乳児家庭全戸訪問事業
11. 養育支援訪問事業  
⇒9～11の3事業については、現状の母子保健事業において確保

9. 片岡に体験型施設  
土庫病院 × 羽根

1570/年



基本理念『育ひ響ひし響ひる響ひが実感できるまち』

## 第5章 施策の展開

基本理念のもと、目標と施策の体系に沿って施策を示します。

それぞれの枠の1～4が、本計画の目標となります。

### 1. 教育・保育と子育て支援の充実

王寺町で生まれ育つすべての子どもたちが、必要とし、希望する教育・保育を町内で受けることができる環境づくりを目指します。

- (1) 教育・保育の提供体制の確保
  - 教育事業の提供体制の確保 ●保育事業の提供体制の確保
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実
  - 多様な保育ニーズへの対応 ●放課後児童対策の充実 ●ひとり親家庭への支援の充実
- (3) 幼児教育・学校教育の充実
  - 幼児教育の充実 ●感性豊かな子どもの育成 ●主体性を育む教育の推進 ●地域に根ざした教育の推進 ●健やかな心身の育成 ●特別支援教育の充実 ●信頼される学校づくり ●指導者の育成と確保の推進 ●教育環境の充実 ●家庭教育の支援
- (4) 情報提供の充実
  - 情報提供の充実 ●子育て講演会の実施
- (5) 経済的支援の推進
  - 経済的支援の推進

### 2. 安全・安心なまちづくり

子どもの安全を確保し、誰もが安心して過ごせる環境づくりを目指します。

- (1) 安全で安心できるまちづくりの推進
  - 安全な交通環境の整備 ●ユニバーサルデザインに対応した生活道路の整備 ●交通安全教育の推進 ●公共施設等のバリアフリー化の推進 ●安心して遊べる公園の整備 ●自然を大切にすまちなみづくりの推進
- (2) 子どもの権利と安全の確保
  - 子どもの権利条約の理念の周知と啓発 ●小・中学校におけるいじめ等への取組の推進 ●地域で子どもを守る取組の推進 ●子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ●児童・生徒への安全教育の推進 ●教育・保育施設の安全の確保
- (3) 相談支援体制の充実
  - 利用者支援事業の推進 ●子育てについての相談体制の充実 ●相談等の機会をいかした相談支援の推進

2018年 11月28日

### 2. 子どもと地域の関わりが育ちあふれるまち

子どもも保護者も、家族みんなが心身ともに健やかに暮らし健やかに成長できる環境づくりを目指します。

- (1) 母と子の健康の確保
  - 母子の健康維持の推進 ●健康的な生活習慣の確立 ●安心して妊娠・出産ができる体制の強化 ●救急時の家庭での処置の周知 ●医療機関との連携と周知 ●医療費助成の促進 ●家庭の育児力の育成 ●不妊対策の推進
- (2) 「食育」の推進
  - 妊産期からの食育の推進 ●発達段階に応じた食育の推進
- (3) 子どもの心と体の健全育成
  - 性に関する学習機会の充実 ●飲酒・喫煙・薬物使用等への対策 ●子どもが相談しやすい環境の充実 ●子どもを生み育てる大切さを伝える教育の推進
- (4) 障がいの早期発見と支援の充実
  - 障がいの早期発見の推進 ●一人ひとりに応じた教育・保育の推進 ●教育・保育環境における合理的配慮の推進 ●障がいのある子どもやその家庭への支援の充実
- (5) すべての子どもの見守りの推進
  - 虐待の早期発見の推進 ●子どもを守る地域ネットワーク機能の強化 ●思春期の子どもの見守りの推進

### 3. 地域と社会に開かれた子育て

王寺町の未来を担う子どもたちを地域や社会全体で見守り、子育てを支え応援する環境づくりを目指します。

- (1) 子育てを支えるネットワークづくり
  - 住民による子育て支援活動の推進 ●地域の教育力の向上
- (2) 子どもや子育てをめぐる交流の推進
  - 子ども同士の交流の推進 ●子育て家庭の相互交流の促進 ●子育て家庭の地域交流の促進 ●障がいのある子どもの交流の促進
- (3) 子育てと仕事の両立支援の推進
  - 仕事と生活の調和についての啓発 ●男女共同参画の啓発 ●育児休業制度の周知と啓発 ●事業主行動計画の周知と推進 ●子育て世代の就労支援の推進

# 第6期 王寺町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画 素案 概要

9/26、9/11 a.2 (c)

## 第1章 計画の策定にあたって

### ○計画策定の背景と趣旨

- ・ 少子高齢化の進展
- ・ 2025年の団塊の世代が後期高齢者となることの対応

### ○計画期間

- ・ 第6期計画は、平成27年度～29年度の3か年計画

### ○計画の基本目標

「住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまち」

- ・ 介護、介護予防、医療、生活支援、住まいの環境づくりによる住み慣れた地域で安心して生活できることを目指した基本目標の設定

### ○平成37(2025)年の高齢社会像 65-74. ✓

- ・ ますますの少子高齢社会の到来 75
- ・ 安心・安全な住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

### ○日常生活圏域

- ・ 1町1圏域の設定  
(おおむね30分以内に必要なサービスが提供される単位)

### ○地域包括ケアシステムの構築

- ・ 「地域包括ケアシステム」の構築を目指す

### ○介護保険制度改正について

- ・ 改正の概要

## 第2章 高齢者等の現状

### 統計資料や調査結果から見える王寺町の現状の把握

#### ○人口や世帯の状況

- ・ 人口の動向など統計的な状況把握  
→ 高齢者数の増加

27 → 26.1%  
37 → 32.9%  
↑ 6.8%

#### ○対象者や利用者の状況

- ・ 被保険者数の推移やサービスの利用状況の推移  
→ 認定者数や利用者の増加

#### ○アンケート調査結果の考察

- ・ 日常生活圏域二重調査の結果概要

27年7月調査/10年7月

700 → 1071人、介護認定者

## 第3章 計画の具体的な取組

### ○地域包括ケアシステム構築を目指して

- ・ 王寺町が目指している「地域包括ケアシステム」について→「特養を中心とした地域包括ケアシステムの構築」
- ・ 制度変更に伴う第6期計画における新たな事業体系

### ○地域支援事業の推進

- ・ 新しい総合事業→平成29年4月開始を目指して、取り組むサービス内容や供給体制の構築に向けた検討の実施  
→ 新たな介護予防・日常生活支援総合事業の展開

- ・ 地域包括支援センターを拠点とした認知症対策の充実→認知症初期集中支援チームの設置などの対応策
- ・ 家族介護支援事業などの任意事業への取組

### ○福祉事業の推進

- ・ 高齢者の自立生活支援事業の展開
- ・ 寝たきり高齢者の生活支援事業の展開

### ○一般高齢者向けのその他事業の推進

- ・ 健康増進事業、外出支援事業、生きがいづくり事業、生涯スポーツ促進事業、就労対策事業その他、幅広い分野の事業展開による高齢者の支援施策の充実を目指した取組

## 第4章 介護保険事業の円滑な運営に向けて

### ○介護保険事業の見込み

- ・ 介護予防事業の見込み
- ・ 介護サービスの見込み
- ・ 地域密着型サービスの見込み
- ・ 施設サービスの見込み

### 介護保険料算出の手順

- ①被保険者数の推計
- ②要支援・要介護認定者数の推計
- ③施設及び居住系等サービス利用者の推計
- ④居宅サービス利用者数の推計
- ⑤サービスの総供給量の推計
- ⑥第1号被保険者の保険料の推計

✓ 一次評価  
✓ 二次評価 = 27年度  
✓ 36期  
✓ 10年度

第6期 第1号被保険者保険料

## 第5章 計画の推進にあたって・資料

### ○計画の進行管理

- ・ 地域包括支援センター等運営協議会による計画の進行管理の実施

10年～15年間の率を決定して  
介護保険料率決定・整理  
7月～10月